

(平成24年6月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から48年3月までの期間及び49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から48年3月まで  
② 昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和50年頃にA市役所で国民年金の加入手続を行った。その際に今なら遡って国民年金保険料が納付できると言われ、いつかは覚えていないが、加入手続後に同市役所でまとめて納付し、その後は1年分ずつ納付書により納付した。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間において保険料の未納は無く、昭和51年度以降、複数年にわたり保険料を前納していることから、申立人の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、オンライン記録及び手帳記号番号払出整理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年5月12日にA市に払い出されており、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況から、同年4月頃に国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、申立人が20歳に到達した42年\*月まで遡って国民年金に加入する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、第2回特例納付実施期間（49年1月から50年12月まで）中であることから、申立期間①のうち、42年1月から47年12月までの期間の保険料を特例納付、48年1月から同年3月までの期間の保険料を過年度納付及び申立期間②の保険料を現年度納付することは可能であった。

さらに、A市の申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間①の保険

料は納付済みとされている。

加えて、国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間②直前の昭和 48 年度の保険料が過年度納付されていることが確認でき、申立人は、当時、保険料の未納解消に努めていたとみられることから、納付意識の高かった申立人が申立期間②の保険料についても納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から50年3月まで

私は、昭和49年2月末に会社を退職したが、すぐには国民年金の加入手続は行わなかった。しばらくしてA市B区役所から国民年金の加入案内が再三届いたので、いつかは覚えていないが加入手続を行ったと思う。申立期間の国民年金保険料は加入手続後の冬の時期に、私自身が郵便局で遡って一括納付した。領収書は処分してしまっただけで納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は14か月と比較的短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において保険料の未納は無く、昭和52年2月から61年3月まで付加年金の保険料を納付していることから、保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、オンライン記録及び被保険者台帳管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月16日にA市B区において払い出されており、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金加入手続は、50年12月又は51年1月頃に初めて行われ、この加入手続の際に、49年2月28日まで遡って国民年金に加入する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間直後の昭和50年度の保険料は遡って納付されたとみられる期間があることから、前述のとおり納付意識の高かった申立人が申立期間の保険料についても同様に遡って過年度納付したものと考えることも不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料についてはA市B区役所から送付された納付書により郵便局でまとめて納付したとしているところ、申立期間当時居住していたとする同市は、「すぐに保険料を納付したいとの申出があった場合などは区役所でも過年度保険料の納付書を発行することはあった。」としており、郵便局において過年度保険料の納付書で納付が可能であったことから、申立人の主張とも符合している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は平成20年4月11日付けで上記の昭和49年2月28日から厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年3月1日に変更されているため、加入手続当時、申立人に対しては、申立期間の始期である同年2月を含む過年度保険料の納付書が送付され、申立人は、申立期間の全ての過年度保険料を納付したとみられるところ、申立期間のうち、同年2月は、厚生年金保険被保険者期間であることから、当該期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年3月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 愛知厚生年金 事案 7315

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和44年4月1日にA社に入社し、平成13年に退社するまで継続勤務していたので、空白期間があるのは納得がいかない。厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の回答、同社から提出された従業員台帳、雇用保険の記録及びB企業年金基金の加入者記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日が昭和44年5月1日となっていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成17年12月は15万円、18年1月から同年12月までは22万円、19年1月から同年9月までは26万円、同年10月から20年12月までは28万円、21年2月から同年4月までは30万円、同年5月及び同年6月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額の記録については、申立期間②は11万5,000円、申立期間③は9万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年1月から21年8月まで  
② 平成19年12月31日  
③ 平成21年1月31日

申立期間①について、A社の給与明細書の支給額に比べて標準報酬月額が低く記録されている。

また、申立期間②及び③について、賞与を支給されていたにもかかわらず、当該期間の賞与の記録が無い。

申立期間①から③までについて、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成17年12月、19年10月及び同年11月、20年2月から同年10月までの期間、同年12月、並びに21年2月から同年6月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期

間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立期間①のうち、平成19年12月及び20年1月、並びに同年11月については、当該期間における給与額及び保険料控除額を確認することはできないが、申立人から提出された給与所得の源泉徴収票（19年分及び20年分）及びB市が保管する給与支払報告書（個人別明細書）（19年分及び20年分）、及び当該期間とその前後の期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が同額であることから、当該期間についても、前後の期間の給料明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。

さらに、申立期間①のうち、平成18年1月から19年9月までの期間については、申立人から提出された給与所得の源泉徴収票（18年分及び19年分）及びB市が保管する給与支払報告書（個人別明細書）（18年分及び19年分）を基に、上記給与明細書等を踏まえて判断すると、当該期間については、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書等において確認、又は推認できる保険料控除額から、平成17年12月は15万円、18年1月から同年12月までは22万円、19年1月から同年9月までは26万円、同年10月から20年12月までは28万円、21年2月から同年4月までは30万円、同年5月及び同年6月は22万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該期間当時の資料が無いため不明と回答しているが、上記給与明細書等において確認等できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認等できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年1月から同年7月までの期間、21年1月、同年7月及び同年8月については、申立人から提出された上記給与明細書により、また、17年8月から同年11月までの期間については、申立人から提

出された給与所得の源泉徴収票（平成 17 年分）及び B 市が保管する給与支払報告書（個人別明細書）（同年分）により、いずれも当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額を超えないと認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間②及び③について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、A 社から賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、上記のとおり、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②は 11 万 5,000 円、申立期間③は 9 万 4,000 円とすることが妥当である。

また、申立期間②及び③における賞与の支給日については、上記賞与明細書に記載は無く不明である上、支給日に関する証言等も得られないことから、それぞれ賞与明細書に記載された支給年月の末日（申立期間②は平成 19 年 12 月 31 日、申立期間③は 21 年 1 月 31 日）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、当該期間当時の資料が無いため不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案 7317～7332（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準賞与額は、申立人が主張する〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : }  
基礎年金番号 : }  
生 年 月 日 : }  
住 所 : }

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 29 日

申立期間についてA社から賞与が支給されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。事業主が保管している賞与明細一覧表により、申立期間の厚生年金保険料が、賞与から控除されていることが確認できるので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年賞与明細一覧夏季賞与により、申立人は、申立期間において、その主張する〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、年金事務所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（賞与支払日：平成 19 年 6 月 29 日）によると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、事業主が社会保険事務所に正しく届出を行っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準賞与額は、申立人が主張する〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）であったことが認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件16件（別添一覧表参照）

平成19年6月29日

事案 番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	都道府県	標準賞与額
7317			女	昭和26年生		69万 7,000円
7318			男	昭和34年生		145万 5,000円
7319			男	昭和39年生		83万 8,000円
7320			男	昭和30年生		70万 1,000円
7321			男	昭和36年生		74万 1,000円
7322			男	昭和28年生		74万 6,000円
7323			男	昭和46年生		139万 8,000円
7324			男	昭和41年生		145万 1,000円
7325			男	昭和44年生		78万 円
7326			男	昭和53年生		94万 8,000円
7327			男	昭和50年生		52万 円
7328			男	昭和44年生		102万 9,000円
7329			女	昭和38年生		46万 1,000円
7330			男	昭和40年生		44万 2,000円
7331			男	昭和42年生		80万 3,000円
7332			男	昭和51年生		56万 4,000円

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から46年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から46年4月まで

私は、昭和41年4月からA町にあった店に見習として、店主から「5年間は辞めるな。」との約束の下に、5年1か月勤務して退職した。入店時、店主は「給料はあまり出せないが、国民年金保険料だけは家族の分と一緒に納付しておいてやる。」と言われていたので、申立期間の保険料は納付してくれたはずである。退職時、店主から年金手帳を受け取らなかったが、保険料は集金人が毎月ではないが店に来ていて、店主が納付していたのをはっきり記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人が勤務していた店の店主は既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年7月20日にB市C区において払い出されており、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年9月頃に国民年金の加入手続が行われ、この加入手続の際に、申立人が20歳に到達した39年\*月まで遡って国民年金に加入する事務処理が行われたものとみられ、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入となる上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効となり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が独立して店を開業したD市の申立人に係る国民年金被保険

者名簿を見ると、申立人は昭和 50 年 6 月 15 日に同市に転入しており、昭和 48 年度及び 49 年度は他市町村で保険料を納付し、50 年度以降は同市で納付したことが確認できるものの、申立期間の保険料は未納とされており、国民年金被保険者台帳の納付記録とも一致し、オンライン記録との食い違いは無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 7333 (事案 6813 及び 7192 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月まで  
② 昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで

A社における標準報酬月額が、私の記憶より低い上、給与が下がったことは無いのに減額されているのは不自然であるので、同社における標準報酬月額の記録を訂正してほしい旨申立てをしたところ、平成 23 年 11 月 30 日付け及び 24 年 3 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

今回、新たな資料として、申立期間①及び②の標準報酬月額に関する、A社における同僚の証明書を提出するので、当該期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録によると、A社において申立人と同一職種かつ同一資格取得日の同僚の標準報酬月額は、申立期間において申立人とほぼ同額とされており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なるという事情は見当たらないこと、ii) 複数の同僚は、自分の標準報酬月額の記録が不自然であるとは思っていない旨証言していること、iii) 同社が昭和 44 年 6 月 1 日に加入したB厚生年金基金の記録によると、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していること、iv) A社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できないこと、v) A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録には、申立人の標準報酬月額が遡及して減額訂正された形跡は認められないこと等の理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 11 月 30 日付け年金記録の訂正

は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る2回目の申立てについては、申立人は、「今回、申立期間を標準報酬月額が下がった期間に限定した上で、新たな資料として『年金額仮計算書』を提出する。標準報酬月額と標準賞与額の月別状況等の資料を同僚に書面で照会すれば、当時の右肩上がりの社会情勢下、標準報酬月額が下がっているのはおかしいという新たな情報が得られると思う。」と主張したものの、i) 申立人から提出された「年金額仮計算書」は、日本年金機構においてオンライン記録を訂正する際の計算書であり、これに基づき標準報酬月額が既に訂正された期間は、2回目の申立期間には含まれていないこと、ii) 申立人の標準報酬月額が低下している期間について、同僚に書面で照会したところ、「申立人の給与がどのようになっていたかは知らない。」「基本給の変動は無くても、残業手当等の変動はあったと思われ、標準報酬月額の決定方法によって、変動が生じてしまったのではないか。」とする回答が得られたところ、オンライン記録によると、これらA社における複数の同僚の標準報酬月額についても、申立人と同様に低下している期間が確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成24年3月7日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「A社における同僚の証明書を提出するので、申立期間①及び②における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。」と主張し、再々度の申立て（3回目）を行っている。

しかしながら、申立人から新たに提出された「証明書」について、当該証明書に押印した同僚は、その内容については、具体的裏付けは無いと回答している上、当該証明書の記載からは、申立人の申立期間①及び②における給与額及び厚生年金保険料の控除額についても確認できない。

このほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月頃から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 5 月頃、A社B支社に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、同社での資格取得日は、同年 8 月 1 日となっており、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無く、空白となっていることが分かった。申立期間に同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録により、申立人は、昭和 58 年 5 月 2 日から同年 10 月 31 日まで同社B支社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者原票及び人事記録によると、同社B支社において申立人と同じく昭和 58 年 5 月に入社した複数の同僚についても、入社月（同年 5 月）から 4 か月目の初日（同年 8 月 1 日）に被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社は、「入社後約 3 か月の研修期間を設けていた。その 3 か月の間に、10 日から 14 日間ぐらいの研修を受講し、資格試験を受けてもらうことになっているが、この研修期間は厚生年金保険には加入させておらず、入社後 4 か月目から加入させていた。この社員の社会保険に関する取扱いは、申立期間当時は、全支社で共通していた。」としていることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、申立人のA社での資格取得日は昭和 58 年 8 月 1 日と記載され、オンライン記録と一致している上、社会保険事務所（当時）の記録に不自然なところも見当たらない。

い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 11 月から 15 年 7 月まで  
申立期間に係る標準報酬月額（9 万 8,000 円）が、給与額と異なっている  
と思うので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、当初、申立人の標準報酬月額は、平成 13 年 11 月から 14 年 3 月までの期間は 17 万円、同年 4 月から 15 年 7 月までの期間は 15 万円と記録されていたところ、14 年 9 月 11 日付けで、13 年 11 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられ、被保険者資格喪失日（15 年 8 月 25 日）まで継続していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 13 年 11 月及び同年 12 月については、申立人から提出された市民税・県民税証明書及び給与支払報告書（個人別明細書）によると、申立人は、当該期間において、標準報酬月額 17 万円に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間のうち、平成 14 年 1 月から 15 年 7 月までの期間については、上記資料において確認できる当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（9 万 8,000 円）を超えていないと認められる。

しかし、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は有限責任社員であり、かつ事業主（無限責任社員かつ代表社員）の妻であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、私は、給与や社会保険に係る事務を担当しており、標準報酬月額を増額し、あるいは減額する等の事務を行っていた。しかし、申立期間当時の標準報酬月額について遡及して変更届を提出した記憶は定かでない。」、「給与や社会保険に係る事務は、夫（事業主）と自分自身の

意思決定に基づいて行われていた。」と証言していることから、申立人はA社の有限責任社員として、標準報酬月額の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の有限責任社員として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 10 月 27 日から同年 11 月 1 日まで  
私は、A社入社時に「入社日より社会保険に加入する。」と説明され、雇用契約書にも社会保険の被保険者に該当する旨記載があったのにもかかわらず、入社日から平成 19 年 11 月 1 日までの期間の年金記録が無い。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用契約書（1 便）及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人から提出された賃金台帳一覧により、申立人の申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正）によると、申立人の被保険者資格取得日は、平成 19 年 11 月 1 日と記載されており、オンライン記録の被保険者資格取得日と一致している。

このほか、申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 29 日から 39 年 8 月 26 日まで  
② 昭和 39 年 8 月 29 日から 41 年 2 月 26 日まで

私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書は、申立人の婚姻先の住所地等が記載され、昭和 41 年 9 月 29 日に社会保険事務所（当時）に提出されたものの、記載内容の不備等により同年 11 月 22 日に返戻され、42 年 1 月 23 日に再提出された後、脱退手当金支給決定向が作成され決裁を受けるなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。